

第 11 回特別弔慰金の申請期限は 3 月 31 日(金)まで 戦没者などのご遺族の皆さまへ

戦没者などのご遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)の申請期限が迫っています。期限内に申請しないと失権し、申請できなくなりますのでご注意ください。

■支給要件

令和2年4月1日(基準日)時点で公務扶助料などの年金給付の受給権者がいないこと

■支給対象者(戦没者からみた続柄)と支給順位

- (1) 弔慰金の受給権を取得した方(妻など)
- (2) 子
- (3) 戦没者と生計関係を共にしていた
 - ① 父母 ② 孫 ③ 祖父母 ④ 兄弟姉妹の順
- (4) 上記(3)以外の① 父母 ② 孫 ③ 祖父母 ④ 兄弟姉妹の順
(令和2年4月1日時点で、婚姻により姓が変わっている方または遺族以外の方と養子縁組をしている方など)
- (5) 上記以外の三親等内親族
(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を共にしていた方に限る)

※上記の対象者は、戦没者の死亡日までに産まれていたことが第1条件となります。なお、子については戦没者の死亡当時の胎児も含まれます。

■支給の内容

額面25万円(1年間に5万円を5年間)記名国債

■申請期限

令和5年3月31日(金)

(期間内に申請を行わないと、時効で申請できなくなります)

※申請時に、本人確認書類などが必要になります。

※初めて申請する方は、戦没者との関係を示す戸籍が必要になる場合があります。

該当すると思われる方、該当するか不明な方は、下記へご連絡・ご相談ください。

問い合わせ

小川地区:福祉事務所小川支所(小川総合支所1階)

美野里地区:福祉事務所美野里支所(市役所本庁1階)

玉里地区:社会福祉課 社会福祉係(玉里総合支所2階)

☎ 0299-48-1111 (共通)

口座振替がネットで申し込めるようになりました！ 固定資産税・軽自動車税・市県民税・国民健康保険税の 4 税対応



税金は納付期限までに納めましょう

口座振替のネット申し込みなら安心・便利・簡単

- ・スマホ、PC、タブレットで自宅からでも手続き可能
- ・一度登録すれば納め忘れの心配なし
- ・納税の手間を省いて、空いた時間を有効活用

■取扱金融機関(ネット申込対応)

常陽銀行・筑波銀行・東日本銀行・茨城県信用組合・ゆうちょ銀行

問い合わせ

収納課 収納係 ☎ 0299-48-1111
(内線 1186・1187・1188)

口座振替の
申し込みは
こちら▼

